

◆ 「40歳以上は安定ヨウ素剤の服用必要なし」 → 根拠がないことを規制庁が認める

- ・「チェルノブイリ原発被ばく者の調査では、40歳以上でもリスクはある」（規制庁）
- ・WHOガイドライン2017には「40歳以上は服用の必要なしとは書かれていない」（規制庁）

◆ 「早期の服用が重要」と強調しながら、UPZでの事前配布は認めず

◆ 現在のスクリーニングは、甲状腺の内部被ばくを考慮していない。判断基準もなし

 安定ヨウ素剤のパブコメ出そう！ 締切 6月7日



5月28日午後に参加院議員会館にて、原子力防災（安定ヨウ素剤の配布及び避難退域時検査について）に関する院内集会と政府交渉を行いました。

浪江町から兵庫県に避難された菅野みずえさん、UPZ圏内の福井県おおい町、鳥取県米子市、関西、首都圏から市民約30名が参加。参加者が一体となって交渉に臨みました。交渉は午後3時から5時前まで。多忙な中、福島みずほ議員も後半から参加されました。

政府側は、原子力規制庁放射線防護グループから、竹本泰子氏（課長補佐）、渡邊裕貴氏、新井知大氏（被ばく医療防災専門職）の3名が、内閣府原子力防災担当から、林田浩一氏（参事官補佐）と藪本順一氏（専門官）の2名が出席しました。規制庁は主に竹本氏、内閣府は主に林田氏が対応しました。

安定ヨウ素剤に関しては、6月7日までパブコメが行われています。今回の改定案の大きなポイントは、「40歳以上は服用の必要なし」と解説書（「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」）の4頁に明記していることです。しかし交渉では、「40歳以上は服用の必要なし」の根拠がないことが明らかになりました。パブコメでも、この文言の撤回を求める意見を集中しましょう（パブコメ紹介は末尾参照）。

さらに、解説書に追加された「早期の服用」に照らしても、UPZでも事前配布を原則とすること、避難退域時検査については、内部被ばくを把握するための検査内容とするよう、原子力災害対策指針や解説書の見直しを求めていきましょう。

交渉のポイントを紹介します。

【1】「40歳以上は服用の必要なし」 → 根拠がないことを規制庁が認める

- ・「チェルノブイリ原発被ばく者の調査では、40歳以上でもリスクはある」と認める
- ・WHOガイドライン2017には「40歳以上は服用の必要なしとは書かれていない」と認める

安定ヨウ素剤の配布について、現在パブコメ中の解説書の改定案には、「40歳以上は服用の必要なし」と書かれています。私たちは、この文言の撤回を求めて問いました。規制庁の竹本氏は、質問にまともに答えることなく「子どもや妊婦を優先させる。40歳以上でも希望者には配布する、配布しないわけではない」と何回も繰り返しました。

表2. 高線量地域と低線量地域を含めたウクライナ住民のチェルノブイリ原発事故発生時の年齢別甲状腺癌の相対リスク(rate ratio)  
(Fuxik M. *et al.*, Thyroid cancer incidence in Ukraine: trends with reference to the Chernobyl accident. *Radiat Environ Biophys* 50: 47-55, 2011. Table 4を改変)

チェルノブイリ原発事故発生時の年齢	男性				女性			
	診断時の西暦				診断時の西暦			
	1991	1996	2001	2006	1991	1996	2001	2006
0-4	NA	5.91	5.40	4.91	12.33	10.83	5.60	2.62
5-9	16.40	2.93	2.39	4.38	28.63	2.41	3.42	2.28
10-14	0.68	3.08	3.86	1.80	2.82	2.12	3.64	2.46
15-19	4.05	0.37	1.69	1.31	1.30	1.38	2.29	2.37
20-24	6.32	0.79	2.97	4.09	1.00	1.74	2.64	2.13
25-29	2.52	2.37	2.71	1.24	1.98	1.67	2.68	2.46
30-34	0.51	2.89	1.66	2.48	1.97	2.06	2.41	2.27
35-39	0.42	2.20	2.64	2.43	0.95	1.82	2.02	1.73
40-44	1.13	1.08	2.08	1.88	1.70	1.71	2.44	1.63
45-49	0.64	1.80	0.99	1.75	1.66	1.80	2.31	1.95
50-54	1.50	0.45	2.00	2.36	1.32	2.59	2.04	1.28
55-59	2.18	0.84	1.07	1.79	0.83	0.93	1.57	0.99

下線:1989年と比べ有意

8

2012.1.12原子力安全委員会資料 医分29-2-3「被ばく時年齢が40歳以上の場合の甲状腺がんリスクについて」  
広島大学 細井義夫 資料8頁の表2より。赤線と矢印は引用者

▼私たちは、福島原発直後の原子力安全委員会に提出された、40歳以上でも甲状腺がんの相対リスクが上昇していることを示すチェルノブイリ被ばく者の調査資料を示しながら確認しました(左の表2)。規制庁は「子ども・妊婦を優先・・・」を何度も繰り返し、やっと、この資料から40歳以上でもリスクはあることを認めました。

▼また、解説書の改定案では「40歳以上は服用の必要なし」の根拠として、「WHOガイドライン

2017年版においては、40歳以上の者への安定ヨウ素剤の服用効果はほとんど期待できないとされている」と書いています。本当にそうなのかと問いました。

すると規制庁は、「40歳以上の人は安定ヨウ素剤投与の有益性はより低くなる可能性が高い」との文言があると回答しました。しかし解説書の改定案にある「服用効果はほとんど期待できない」とは意味が全く違います。WHOガイドライン2017を意図的に捻じ曲げた解釈です。

そして、WHOガイドライン2017年版には「40歳以上は服用の必要なしとは書かれていない」ことを認めました。

## 【2】UPZ(30km圏)での安定ヨウ素剤の事前配布について

- ・緊急配布が困難な場合は、地方公共団体が必要と認めれば事前配布できる

「普通の解釈では、『地方公共団体』とは、市町も含まれる」

「しかし、緊急時安全対策交付金の制度上、県の上が必要」

- ・被ばく前から直後の服用が有効と強調しながら、UPZでは被ばく後でないと配布しない

UPZでの事前配布については現在も、原則緊急時配布(避難時に配布)となっています。しかしこれでは、安定ヨウ素剤の効果がある被ばく前の服用は不可能です。UPZについても事前配布すべきだと求めました。

▼解説書では、現行版も改定版でも、緊急時配布が困難な住民に対し、地方自公共団体が必要と判断した場合という条件付きで、UPZでの事前配布を認めています。鳥取県でUPZに入る米子市・境港市では、県と市が同一歩調をとって、希望者への事前配布が実現しています。しかし福井県では、おおい町や高浜町は事前配布を求めています。福井県の同意がなく、事前配布は実施されていません。参加者からは、防災訓練を視察した議員等から「避難時に緊急配布するのは無理」だとして町議会でも議論になっている現状を訴えました。

米子から参加された市議会議員の土光さんは、解説書の文言「地方公共団体が必要と判断した場合」について、「地方公共団体には、市町村は含まれるのか、市町村だけでも必要と判断した場合は、交付金を使った事前配布ができるのか」と問いました。回答した内閣府は、文言にある「地方公共団体は、普通に解釈すれば市町村も含まれる」と認めましたが、「緊急時安全対策交付金の制度上、県に交付することになっているので、市町村からの要請だけで安定ヨウ素剤を配布する

ことはできない」と答えました。私たちは「地方公共団体」に市町村が含まれるのであれば、解説書の趣旨に従い、市町村の判断だけで交付金による事前配布ができるようにすべきだと求め、交付金制度のあり方も含めて検討するよう要望しました。

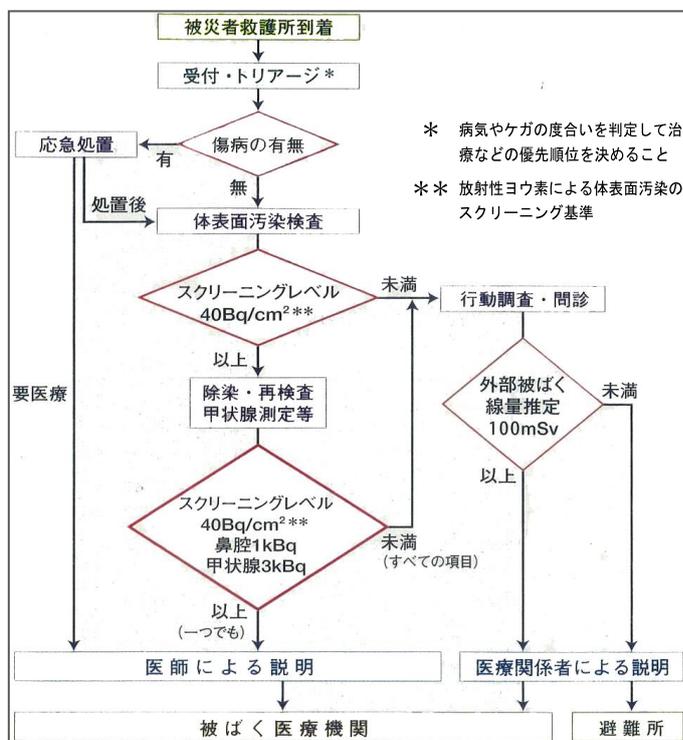
▼解説書の改定案では、安定ヨウ素剤の服用のタイミングの記載が膨らみ、「放射性ヨウ素にばく露される 24 時間前からばく露後 2 時間までの間に安定ヨウ素剤を服用することにより、放射性ヨウ素の甲状腺への集積の 90%以上を抑制することができる」「ばく露後 16 時間以降であればその効果はほとんどないと報告されている」「安定ヨウ素剤の服用効果を十分に得るためには、服用のタイミングが重要であり、平時から住民に適切な服用のタイミングについて周知する必要がある」等の文言が追加されました。

これに従えば、安定ヨウ素剤は被ばく前から被ばく直後までに服用するよう平時から周知することになります。ところがUPZでは、安定ヨウ素剤を避難時に一時避難所やスクリーニングポイントで受け取るようになっており、その避難指示は、毎時 500 $\mu$ シーベルトという高い値が測定されて初めて出ることになっています。被ばくしてからでないと避難できず、安定ヨウ素剤も受け取れないのです。指針や解説書そのものに矛盾があります。

規制庁は、被ばく前の服用を周知することを認めました。しかし、UPZの住民にはそれは不可能です。この矛盾については何も答えられず、「屋内退避で防護・・・」等、被ばくを前提とした話を繰り返すだけでした。市民側は改めてUPZでの事前配布を求めました。

### 【3】避難退域時検査（スクリーニング）について

- ・ 内部被ばくの把握については、判断基準もマニュアルもなく「今後の検討課題」とのみ回答
- ・ 現状のスクリーニングの基準は、甲状腺の内部被ばくを考慮していない



国が定めていたスクリーニング手順  
被ばく医療分科会第28回資料（医分第28－4号）  
「原子力防災ポケットブック」2006年3月

▼被ばく測定（スクリーニング）については、福島第一原発事故前には、内部被ばく対策の必要性を判断するためのスクリーニングレベルも示されていました（左図参照）。しかし事故直後に、40Bq/cm<sup>2</sup> = 13,000cpm（cpmは1分間に計測される放射線の数。以下カウントと呼ぶ）の基準値は10万カウントに引き上げられ、さらに、内部被ばくを把握するための、鼻スミアや甲状腺測定を含む2度目のスクリーニングが行われなくなってしまい、内部被ばくの把握というスクリーニングの主目的が失われてしまいました。

現在の原子力災害対策指針では、スクリーニング（避難退域時検査）の目的として、「内部被ばくの抑制」がうたわれ、内部被ばくが疑われる場合には、鼻スミアや甲状腺スクリーニングなどが行われ

ると書いてあります（指針 72 頁）。しかし、具体的にどのような場合に内部被ばくを疑うのか、

鼻スメアや甲状腺スクリーニングの判定基準は何なのか、このような測定をどこでやるのかは書いておらず、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」にも記載がありません。これでは何も実行されないことになります。

規制庁の回答は、鼻スメアや甲状腺スクリーニングは拠点病院で行う、内部被ばくを疑うのは、鼻や口元で放射能が検出された場合というものでした。福島第一原発事故以前のマニュアルでは避難時に行う検査を、各県に3か所程度の拠点病院でないと行わないというのは大きな後退です。それに、鼻や口元の放射能をどうやって検知するのでしょうか。そのような話は初耳です。

現在の指針では、ガイガーカウンターによる体表面汚染のスクリーニングでは、①頭部・顔面、②手指及び掌、③靴底の三か所を測定することになっています。鼻や口元の放射能の検出というのは、このうちの①頭部・顔面の測定を指しているのか？どこに書いてあるのか？体表面汚染のスクリーニングは4万カウントが基準だが、内部被ばくの基準はいくらなのか？と問いました。しかし規制庁は何を聞いても答えられず、「今後の検討課題」と回答するだけでした。内閣府に聞いても首を横に振って、内部被ばくの検査基準等は聞いたことがないとのことでした。

▼現在のスクリーニング基準である4万カウントの根拠について聞くと、IAEAの体表面スクリーニングの基準が6万カウントで、それよりも小さい値にしたとの回答でした。しかしIAEAの基準は甲状腺の内部被ばくを考慮したものではありません。福島第一原発事故当時の基準13,000カウントは、甲状腺等価線量100ミリシーベルトに相当するものでした。IAEAは甲状腺防護のための包括判断基準を甲状腺等価線量で50ミリシーベルトとしていますから、これに合わせるのであれば、13,000カウントよりも厳しくしなければいけません。40,000カウントでは、甲状腺等価線量で300ミリシーベルトにも相当し、甲状腺の内部被ばくを考慮したものではありません。これに対し規制庁からは何ら反論はありませんでした。

▼さらに、現状の指針とマニュアルでは、ガイガーカウンターによる測定は、車両だけを測り、40,000カウントを下回れば、乗車した全員が検査なしで通過してしまいます。これでは、住民は測定さえされないのですから、内部被ばくの把握などできようがありません。これについて各地から、車両優先では住民の安全を守ることはできず、全ての住民を検査するよう求めました。



### <安定ヨウ素剤のパブコメを出そう！> 締め切り6月7日

★交渉で明らかになった点も含めて、是非パブコメに意見を集中しましょう。

以下に、避難関西を案ずる関西連絡会と原子力規制を監視する市民の会で作成した解説・文例があります。参考にしてください。

[http://www.jca.apc.org/mihama/bousai/pubcomme\\_siryo20190514.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/bousai/pubcomme_siryo20190514.pdf)

パブコメ対象は下記二つですが、意見を出すのは一つだけでも構いません。

○解説書「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」のパブコメはこちらから

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198019201&Mode=0>

○「原子力災害対策指針」のパブコメはこちらから

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198019103&Mode=0>

2019.5.31 5月28日政府交渉主催団体

避難計画を案ずる関西連絡会／国際環境 NGO FoE Japan／原子力規制を監視する市民の会